

税務住民課

一般確定申告相談日程表

日程	自治会・町内会名
2月22日(金)	美利河、花石、中里、住吉、上種川、種川宮前、種川駅前
2月25日(月)	中種川、下種川、奥種川、金又、下メツプ高台、稲穂地区、光台、御影
2月26日(火)	豊受、南豊受、田代地区、八鈴、八束地区、白石地区
2月27日(水)	金原地区、鈴金地区、春日井、豊田地区
2月28日(木)	トマンケシ地区、イマヌエル、神丘地区、鈴岡地区、日進
3月1日(金)	高美町、日の出町、東町
3月4日(月)	八幡町、本町、昭和町、旭町、栄町
3月5日(火)	大和町
3月6日(水)	末広町、緑町
3月7日(木)	南町、商工団地
3月8日(金)	南栄町
3月11日(月)	寒昇、曙町
3月12日(火) ～15日(金)	※3月12日(火)～15日(金)の期間は予備日として申告相談を受け付けています。 ※居住する地区の相談日に来れなかった方や、申告が済んでいない方はお気軽にお越しください。

- ◆受付時間…午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時
- ※受付開始1時間ほどは大変混み合いますので、ご留意願います。
- ◆会場…役場2階会議室



お身体の不自由な方は、遠慮なく1階税務住民課にご相談ください。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はなくなっております。

(留意点)

- ①なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、従来どおり確定申告書の提出が必要となります。
- ②ただし、この場合でも住民税の申告は必要となりますので、控除に関する書類と印鑑をご持参のうえ、相談会場までご来場願います。

医療費控除を受けるための手続き

平成30年度(平成29年分)以降の申告から、医療費領収書添付の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

●税務署へ提出する書類

書類の名称	書類の例示等
医療費控除の明細書	明細書は国税庁ホームページ・税務署・役場などで入手することができます。
医療費通知 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を提出すると、明細書の記入を省略できます。	※次の項目が記載された医療費通知に限ります。 ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

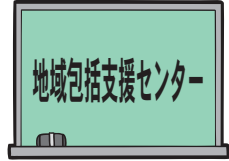
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。)

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることもできます。

【問合せ】 八雲税務署 ☎ 0137-63-2148 税務住民課 ☎ 82-0111



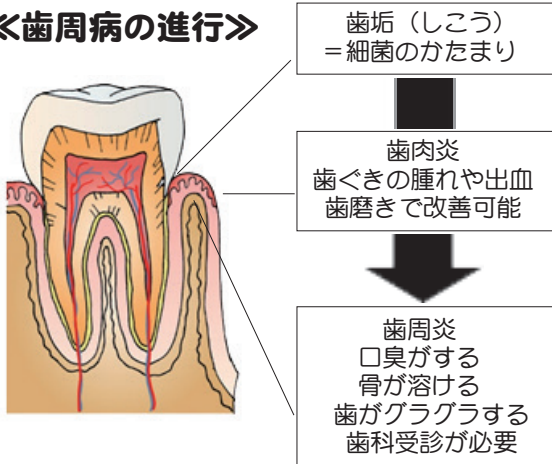
歯周病を予防しましょう



◀歯周病とは?▶

歯垢(しこう)の中に含まれる細菌の毒素によって、歯ぐきに炎症がおき、進行すると歯を支える骨が溶かされ、歯が抜けてしまう病気です。現在、成人の約8割が歯周病にかかっているといわれています。原因は不十分な歯磨きですが、喫煙や食生活など日々の生活習慣も病気を悪化させる大きな要因となります。自覚症状が少ない病気ですが、初期のサインを見逃さず早期に対処することが大切です。

◀歯周病の進行▶



◀歯周病セルフチェック▶



- 口臭が気になる
 - 歯を磨くと血がでる
 - 寝起きに口の中がネバネバする
 - 歯が浮くような感じや、むずがゆさがある
 - 歯と歯の間に食べ物がはさまりやすい
 - 歯ぐきがやせて、歯が長くなった気がする
 - 歯がグラグラする、かたいものがかみにくい
- ※当てはまる項目が多い場合は、早めに歯科医院に相談しましょう

◀歯周病の予防▶

◎家庭でのセルフケア

- ・歯垢の除去(正しい歯磨き・歯間部清掃)
- ・生活習慣の改善(禁煙・よく噛む・食生活の見直しなど)

◎歯科医院での専門的なケア

- ・歯石除去、歯面清掃
- ・歯磨き指導
- ・定期健診

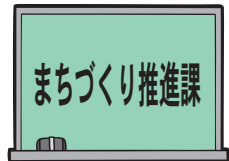


◎歯磨きのポイント

- ・歯ブラシは、軽い力で小刻みに動かしましょう
- ・前歯の裏側は、縦に磨きましょう
- ・歯と歯ぐきの境目は、歯ブラシを振動させるように磨きましょう
- ・夜、寝る前には時間をかけて磨きましょう
- ・歯と歯の間の歯垢は、デンタルフロスや歯間ブラシを使用して清掃しましょう

【問合せ】保健福祉課 地域包括支援センター 歯科衛生士 ☎ 82-2780

市街地で予約バスの実証調査を行います!



【実証調査の概要】 --- ご予約は☎ 82-0166 (東ハイヤー) まで!

期 間：平成31年2月1日(金)～2月28日(木)
 対象エリア：市街地17町内会及びトマンケシ自治会の一部の範囲。
 運 賃：乗車1回(片道) 200円
 運 行 日：月曜日～土曜日(日・祝日は運休)
 運 行 時 間：右表のとおり。

1便	10:30～11:00
2便	11:00～11:30
3便	11:30～12:00
4便	12:00～12:30
5便	13:50～14:20

- 利用上の注意
- ※各運行時間の30分前までに必ず予約が必要です。予約がない場合は運行しません。
- ※表の運行時間及び対象エリア以外でのご利用は、通常のハイヤー料金となります。
- ※複数人から予約があった場合は乗り合いでの運行となります。

【問合せ】まちづくり推進課 企画政策グループ ☎ 82-0111